

第2回 長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会
議事録

日 時：令和7年7月31日(木) 13:00～13:37

※オンラインにて開催

出席者：草薙座長、関口委員、村松委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○石井取引制度企画室長 それでは、第2回の「長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会」を開催いたします。

委員及び御参加の皆様方におかれましては、御多忙のところ、誠にありがとうございます。

初めに、本検討会の構成員に変更がございましたので、御紹介いたします。今、資料1を投影しておりますけど、こちらを御覧ください。中富オブザーバーが異動されまして、今回から岩男健佑室長が着任しております。

それでは、以降の検討会の進行については、草薙座長にお願いしたく存じます。よろしく願いいたします。

○草薙座長 それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は、議事次第に記載した2件でございます。

まず議題1、「第1回検討会での委員・オブザーバーの御意見及びとりまとめ（案）について」に関し、事務局から御説明をお願いします。

○石井取引制度企画室長 承知しました。それでは、投影もしておりますけれども、お手元資料2と資料3に基づいて御説明をいたします。今投影しております資料2は、前回第1回でいただいた御意見を委員・オブザーバーに御確認いただいた議事録から抜粋したものを左側に、右側にその御意見に対する対応案を示したものというふうになっています。

その上で、もう一つ資料3は、第1回でお示しをしました他市場収益の監視に関する考え方に、今お話しした対応案なども踏まえて追記等修正したものになっています。その際、資料3、今投影しておりますけれども、表紙の左下、ちょっと小さい字で申し訳ないのですけれども、第1回からの変更点ですとか追記点を黄色の網かけで表示をしております。また、当然ではございますけれども、資料2に示しております右側の見解も、資料3と同様に有効なものというふうに考えてございます。

それでは、資料2のほうを御覧いただければと思います。前回第1回で様々な御意見を賜りました。まず、相対契約の価格設定についての御意見をいただきましたけれども、まず村松委員から、市場価格の水準に比して不当に低くない水準ということで、過去の市場価格の平均、または実際に当該契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均とのことであるが、ピンポイントで合わせるのは難しく、レンジで示すといったほうが実務的には近いのではないかといた御指摘をいただきました。それから、これと関連する御意見と理解しておりますけれども、同じように下のほうにございますが、ヘッジコストについても御意見をいただいていたというところでございます。

これらに関してでございます。右側御覧いただければと思います。落札事業者は、相対契約に係る規律のうち、無差別規律と市場価格規律のいずれかを選択できることになっています。既にガイドラインで決められておりますように、市場価格規律は相対契約の供給期間と同じ長さの過去の市場価格の平均価格、または相対契約の契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格と一意に決まることになっています。

他方でもう一方の規律、つまり無差別規律ですけれども、これを選択しますと、市場価格規律とは異なりまして相対契約価格にある程度のレンジが許容されることになります。ただ、無差別規律の趣旨を踏まえまして、そのレンジがどの程度であれば許容できるかといったことをあらかじめ定量的に示すのは難しいというものでございます。

それと、事業者によって様々な販売方法を採用されることが想定されます。この点はいいただいている御指摘のとおりだと思っております、ヘッジコストを割引くといったことは、今申し上げましたとおり市場価格規律の考え方と相入れないのですけれども、無差別規律であればそれは可能であるというふうに考えております。

いずれにしても、無差別規律については、後ほど出てまいりますけれども、旧一電を中心に内外無差別な卸売とのコミットメントに基づく評価方針になれている事業者ではない方に対する丁寧な説明・周知というものを当然実施していきたいというふうに考えております。

それから、関口委員からいただいた2つの意見のうち1つ目についてですけれども、今投影しております左側でございますが、これは今の村松委員の御意見と同様になります。つまり、市場価格規律ではなく無差別規律を採用いただくことで、レンジを持った価格設定は可能であるということになります。

関口委員からいただいた2つ目の御意見、つまり無差別規律ではどういった価格をサン

プリングするのが課題であって、都合のよいものだけを比較対象として持ってくることはないようにガイダンスするのも一案かという御意見でございます。

この点については、右側に表示しておりますように、先ほど申し上げました内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価方針を基に、既に確定している確認項目に照らしまして取引条件や契約価格を判断していくこととなりますので、落札事業者にとって都合のよい価格を比較対象とするという事態にはなりません。

いずれにしても、繰り返しになりますが、この評価方針についてなれていない事業者も多くいらっしゃると思いますので、しっかりと周知をし、質問への対応というものも進めてまいりたいと考えております。

今申し上げました関連資料について、前はガイドラインの抜粋をつけていたのですが、そのガイドラインの抜粋が、参考資料ということで下部、下のほうにつけてしまっていたので、本体のほうにいわば格上げをして今回添付をしております。具体的には、今投影しております6ページ目ですけれども、ここにガイドラインにおける市場価格、無差別の各規律の定義、それから10ページ目と11ページ目に、既に策定されております内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価方針というものを提示してございます。

続いて、また資料2に戻らせていただきまして、無差別規律の監視の負荷について、村松委員から御意見をいただいております。左側でございますけれども、内外無差別への対応は、旧一電は既に取り組んでいて、監視等委の指摘を受けて見直しをしてというプロセスを繰り返している。一方で、新電力は新規の対応になる、一つ一つのプロセスを構築していくのはかなりハードルが高いのではないかとといった御指摘をいただいております。

この点について右側でございますけれども、委員御指摘のとおり、旧一電及びJERAが無差別規律を適用する場合であって、社内・グループ内小売を含めて販売する場合、この場合は内外無差別の評価方針に従っていただいて、社外・グループ外小売のみに販売する場合は、その評価方針を準用したもので監視を受けていただくことになります。ただし、御指摘のとおりで、旧一電等以外の場合は、旧一電等の方々と異なりましてこれまでの経験がございませんので、実際の監視に当たりましては、この評価方針の中身を含めて丁寧に説明・周知をしてまいります。

この評価方針でございますけれども、合計32の確認項目がございます。社外・グループ外小売にのみ販売する場合に用いる評価方針は32ではなくて、20項目分は考慮しないとする方針でございます。いずれも資料3の8ページ目と9ページ目、今投影しております。

すところです。それから資料3の10ページ目、黄色網かけをしているところですが、ここに反映をしてございます。

続きまして、資料2に戻りまして、市場価格規律の参照価格について末光オブザーバーから御意見をいただいております。中身は、蓄電池については主要な使い方の一つが需給調整機能であることから、その市場での運用を想定して、需給調整市場から得られる市場収入を参照することもあり得るのかといったものでございます。

この点については、右側になりますけれども、ガイドライン上、市場価格規律の参照価格として需給調整市場の価格は想定しておりませんで、蓄電池の案件について、当該年度のスポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格を参照いただきますというふうにしております。この点についても、資料3の6ページ目に、ガイドラインを踏まえて反映をしてございます。今投影しております下のところです。黄色にしておりますけれども、今御説明した点については、※3ですとか※2のところに記載をしてございます。

また、資料2のほうに戻らせていただきまして、同じく末光オブザーバーからいただいております御意見としまして、蓄電池などの新しいリソースに関して、この10年といった中で市場も大きく変化しているところがあると考えられる。相対契約期間分を遡って算出するということ、実態と乖離してしまうのではないのかといった御指摘でございました。

この点については、右側でございますけれども、ガイドラインに記載されておりますように、相対契約の供給期間と同じ長さの過去の市場価格の平均価格と、相対契約の契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格のいずれかを参照するというふうにしています。

したがって、末光オブザーバーからいただいた、市場の実態にも鑑みてどちらを参照するかということになりまして、この点は各落札事業者の戦略になると考えておりまして、こちらから、この電源はこちらを採用しなさいといった形で指定する性質のものではないというふうに考えてございます。

それから他市場収入についてのところでございます。こちら齊藤オブザーバーからいただいております御意見ですが、実務的に対応可能な証憑類等で監視をしてほしいといった御意見をいただきました。

この点については、同じく右側でございますが、事業者の実務を踏まえることは大事ですので、落札事業者とも相談の上検討していきたいと考えてございます。記載のとおり、資料3の34ページ目と35ページ目にその点を反映しております。34ページ目、現在投影しておりますけれども、黄色の網かけの部分でございます。一番下の※のところ。こ

ちらに、各事業者ごとの実務を踏まえて対応することということで、その旨を記載してございます。同じく35ページ目のほうにも記載がございます。

資料2のほうに戻させていただきます。続きまして、末光オブザーバーから可変費の金額の監視に関する御意見をいただいております。可変費のうちアグリゲーションフィーのように比較的新しいものについては、指標価格となるものが蓄積されていないのではないか、どのように対応していくのかガイダンスいただければというものでございます。

この点については、右側に記載しておりますように、可変費に占める割合が大きい順に合計して約9割に達するまでの費目で、指標価格や法定価格が存在しないものについては、他の落札事業者の案件における同じ可変費に比して明らかに高額であるなど、特異な金額となっていないかを確認することとしておりまして、その旨を資料3、14ページ目に追記をしております。この黄色の網かけの部分でございます。

続きまして、資料2に戻させていただきます。監視の流れについてでございますけれども、同じく末光オブザーバーから御意見をいただいております。具体的なスケジュール感、何日以内といった期日が決まってくると思うので、その辺もガイダンスされることで事業者にとっての予見性が高まるといった御指摘でございます。

この点についても、右側でございますが、この検討会の内容がとりまとめられた後でございますが、実務を踏まえましてOCCTOとも調整をし、このスケジュール感について公表してまいりたいと考えております。

また、相対契約に係る規律の監視についても、その具体的なスケジュールについて別途公表してまいりたいと考えておりまして、これらについても資料3の16ページ目と18ページ目、黄色の部分でございますが反映をしております。

続きまして、資料2に戻させていただきます。前回いただきました御意見の最後でございますけれども、関口委員からいただいた御意見でございまして、長期に監視が及ぶことになることから、随時、立てた前提に不具合が生じていないかという見直しを行いながら、監視の在り方、やり方、頻度について実態と照らし合わせて、より合理的で監視サイドと事業者サイド双方の事務負担が軽減されるように修正されるべきといった御提案をいただいております。

この点について、右側に記載のとおりですけれども、いただいた御提案を踏まえまして、監視方法については、制度変更や落札事業者の実務等を踏まえて随時見直しをしてまいりたいと考えております。その旨を資料3の3ページ目でございます、今投影をしております。

すけれども、一番下の黄色の網かけ部分ですけれども、こちらに追記をしております。

そのほか、この検討会が開始される前から既に電取委のホームページ等で整理・公表済みの内容について記載したものとしまして、今投影しておりますけれども、資料3のP13、こちらのように追記するといった修正をしておりますけれども、前回いただいた内容に対する考え方ですとかいただいた内容を踏まえて、資料3の修正追記箇所を中心に御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○草薙座長 前回検討会ではたくさんの御意見をありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のあった内容を踏まえ、まずは委員の方から御質問・御発言をいただきたいと思います。御発言のある方は、チャット欄に御発言を希望される旨を御記入願います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。オブザーバーの方も、御意見等ございましたらお願いいたします。

村松委員、よろしくお願いします。

○村松委員 ありがとうございます。御丁寧に説明、ありがとうございました。また、前回の委員・オブザーバーの方々の御意見、きちんと汲み取っていただいて、資料反映も丁寧にしていただきまして、ありがとうございます。

御説明の中にありましたとおり、事業者の方々への周知や理解を促すのが、この制度をきちんと運用していくに当たって、長い目で見れば全体の効率的な進め方になると思いますので、そこはくれぐれもお願いできればと思います。

今回、例えば内外無差別規律を採用したのだけれども、それが合理的な説明にならない場合は結果として市場価格規律になるといったことが、事業者の側からして、最後にそのような指摘を受けてしまうということになると大変不幸な結果になってしまうと思いますので、できればですけれども、事前の相談対応で、事業者の合理的な説明の準備を促すように御対応をお願いできればというふうに思っております。

今回挙げていただいた中で、私の理解が正しいかどうかの確認をさせていただきたい点が2点と、あともう一つ、御提案がございます。合計3点ですね。

1つ目は内外無差別規律ですけれども、お話ございましたように、旧一電等以外で今まで複数取引先との相対取引のない事業者が、本当に限られた相手先とだけ取引していたようなところは、改めて評価方針の趣旨に沿った形で取引条件の整理を行う必要があると理解しております。ここで内外無差別規律の評価方針というのは、何も入札等の形式を整え

ることを求められているわけではないので、無理に内外無差別を整えるために入札等の形をやらなければいけないのかと言われたら、そうではないと理解しております。この理解が正しいかどうか確認させてください。

それと市場価格規律、内外無差別規律、それぞれ見直しのタイミングといたしますか、先ほど前回の発言内容を拾っていただいた説明資料の中の5番のところに關係してくるのですけれども、市場価格規律での参照価格は、1回選択したら電源の契約期間にわたってずっと同じものを参照することになるのか、それとも年度ごとに見直しをすることが可能なのかという点を、どこかに書いてあるのかもしれないのですが、確認させていただければと思います。

一方、内外無差別規律のほうは、契約単位で規律への準拠性を検討するのが監視等委側での監視の方法と理解しております。もし契約期間内で内容の変更があった場合には、その点に関してだけ合理性の見直しというのを監視委側として行うのか、毎年の見直しではないと思うのですけれども、この点を確認させていただければと思います。

最後に、これは前回にも申し上げたこととかぶってしまうのですが、他市場収入と可変費、それぞれ対象電源にひも付けるという方法がなかなか難しい取引もあるかと思います。シンプルにひも付けられるものは問題ないのですが、そうとは限らないものもあると思います。収入側で言えば、特に市場取引の場合、複数取引の組合せがあつてなかなかシンプルにはひも付けられないケース。また、可変費の複数電源にまたがって発生するコストがあつたり、電源ポートフォリオに対して全社ベースで行われる取引というのものもあるかと思います。こういったものを、事業者の声をどれぐらい拾い上げられるかというのはあると思うのですが、異なる取引でどういう対応をするか、取引間で不公平が生じないようにといった点を御留意いただければ思っております。

今回いただきました内容に対して以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。
○草薙座長 ありがとうございました。

村松委員から、コメントあるいは確認事項、そして御提案といった内容をいただきましたけれども、事務局からリプライがございましたらお願いします。

○石井取引制度企画室長 どうもありがとうございます。1つずつ回答させていただきます。

事業者への周知・理解を促すということが大事だと、まさにそのとおりだというふうに我々考えておりますので、しっかりと対応してまいります。

その上で、今いただいた御指摘・御質問についてでございますけれども、まず周知に関する話でございますが、広域機関においてこの制度の参加事業者への説明会、今実施しておりますけれども、その中で監視等委から監視に係る事項を説明してきたところですが、同じように今後も同様に周知をしてまいりますし、それに加えて、監視等委のホームページ上で、これまでの内外無差別の卸売のフォローアップ内容を踏まえたガイダンスを公表することを現在検討しております。それに加えて、広域機関からこれらについて、落札事業者への連絡というのをも併せて案内いただくことも現在検討しております。落札した事業者と引き続きやり取りをしながら、本件、周知というものを進めてまいりたいと考えております。

それから、評価方針の趣旨に沿って取引条件を整理するというふうに理解されているが、入札のみなのではないかという御指摘をいただきましたが、この点については、現行の内外無差別の評価方針の中では、入札制以外のもの、例えば相対交渉ですとかブローカー制ですとか、あと一律価格を採用するといった販売方法も想定した上で、各販売方法特有の内外無差別上の確認項目というのが設計されています。このため、今御指摘いただいたように、一律の例えば入札制のみをとらなきゃいけないということではないというふうに考えています。

ただ、それぞれの、例えば相対交渉を使うのかとかブローカー制を使うのかというのは、それぞれプロセスによっていろいろと確認すべき項目が違いますので、それを踏まえて御対応いただく必要があるというふうに考えています。

それから規律の見直しのタイミングに関連して御質問いただきましたけど、この点は後でエネ庁のほうから回答いただければと思いますけれども、最後にいただいた、複数電源ですとか長期脱炭素電源オークションの落札対象ユニットではないものも一緒になって発電をし、売っていくというようなケースもあると思うがという御指摘いただきましたけれども、今回とりまとめ案を提示しておりますけれども、今いただいた御指摘のとおり、落札事業者の実務を踏まえたと、様々な販売方法ですとか取引が出てきたりする。そして検討すべき論点が生じるというふうに考えております。そうした点も踏まえまして、事業者の実態を踏まえてですけれども、監視方法も随時見直して対応していくべきと考えておりますので、落札された事業者とも密に連携をとらせていただきながら、必要な検討というものを進めてまいりたいと考えております。

3点目にいただいた御指摘についてですけど、もしよろしければ、岩男室長いかがでし

ようか。

○草薙座長 岩男室長、よろしくお願いいたします。

○岩男オブザーバー エネ庁の岩男でございます。３点目にあったお話、市場価格規律についてということでございますが、参照価格について、１回選択したら契約期間内にわたって同じものを参照することになるのかという点については、変更することは可能になっておりまして、例えば１年契約で１年ごとに変更するというようなことも可能であります。

以上でございます。

○草薙座長 ありがとうございます。

村松委員、事務局からリプライございましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○村松委員 御丁寧にありがとうございます。理解いたしました。

○草薙座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、本件につきましては特に大きな御異論はなかったと思いますので、資料３をもってこの検討会のとりまとめとしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の議題に進みたいと思います。議題２、「今後の進め方について」に関し、事務局から御説明をお願いします。

○石井取引制度企画室長 それでは、資料４に基づいて、「今後の進め方について」御説明したいと思います。

今投影しておりますように、本日、とりまとめ（案）を提示させていただきました。御異論なかったというふうに理解しております。本日のとりまとめを踏まえまして、第１回で御説明をしておりましたように、今後、制度設計・監視専門会合にて長期脱炭素電源オークションガイドライン改定の方角について検討をしたいと思っています。今年の秋目途でございます。

そして電取委のほう、電力・ガス取引監視等委員会における審議を経まして、このガイドライン改定に係る経済産業大臣に対する建議というものを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○草薙座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のあった内容を踏まえ、本検討会後の進め方について御質問・御発言をいただきたいと思います。御発言のある方は、チャット欄に御発言を希望される旨を御記入願います。いかがでございましょうか。

村松委員、よろしくお願いします。

○村松委員 ありがとうございます。今後の進め方について理解いたしました。

1点だけ、ガイドラインの改定なのですが、これはパブコメというプロセスはとられるのでしたっけ、その点だけ確認させていただければと思います。

○草薙座長 ありがとうございます。

事務局、リプライをお願いいたします。

○石井取引制度企画室長 ありがとうございます。ガイドラインについては、まだ今後どのように改定していくかという、実際の新旧をどのように作成していくかということでございますけれども、他のガイドラインの改定を踏まえれば、パブリックコメントに付すというのが一般的ではございますけれども、ガイドラインを所管しておりますエネ庁とも相談しながら進めてまいりたいと考えています。

○草薙座長 ありがとうございます。

村松委員、事務局からリプライございましたけれども、いかがでしょうか。

○村松委員 ありがとうございます。内容次第ということで理解いたしました。恐れ入ります。

○草薙座長 ありがとうございます。

齊藤オブザーバー、よろしくお願いします。

○齊藤オブザーバー 齊藤でございます。今後の進め方に当たりまして、事業者として1つだけコメントさせていただきたいと思います。

前回も申し上げましたけれども、事業者が実務的に対応可能なものとなるように、今後もしも事業者の意見を聞きながら詳細に検討を進めていただきたいと考えてございます。

併せまして、また御要望がございましたら、我々事業者としても詳細な検討に協力させていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○草薙座長 ありがとうございます。

齊藤オブザーバーからのコメントにつきまして、事務局から回答がもしございましたら、お願いいたします。

○石井取引制度企画室長 どうもありがとうございます。事業者の皆様の実態を踏まえながら、こちら監視も進めていく必要がありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○草薙座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

加藤オブザーバー、よろしくお願いします。

○加藤オブザーバー ありがとうございます。広域機関の加藤でございます。先ほど事業者様への周知といったところもありましたけれども、今後も、今回決まった内容等を踏まえ、ガイドラインを制定した後に、監視等委と協調させていただきながら、事業者様に周知ですとか運用に向けたところを進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上になります。

○草薙座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、加藤オブザーバーからのコメントにつきまして、事務局からリプライがございましたらお願いします。

○石井取引制度企画室長 引き続きO C C T Oさんと連携しながらこの取組進めていく必要がございますので、こちらとしてもよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

○草薙座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては特に大きな御異論はなかったと思いますので、事務局案のとおり進めることといたします。事務局はこの方針で対応を進めていただくようお願いいたします。

本日予定していた議事は以上でございますので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○石井取引制度企画室長 どうもありがとうございます。2回と短い期間ではございましたけれども、様々な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

可能であれば、座長を務めていただきました草薙座長から一言御挨拶をいただけると幸いです。よろしくお願いします。

○草薙座長 ありがとうございます。今回御参加いただきました委員・オブザーバーの皆様、検討会の議論への御協力ありがとうございました。

本検討会では、適切な他市場収益の還付につながるような監視であるか、落札事業者の実務に照らして実現可能かといった視点から、忌憚なく御議論をいただけたと思っております。

また、本検討会の検討結果は、監視の大きな方向性を示すものであり、事業者の予見性確保にもつながるものになっていると感じています。改めて皆様の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

○石井取引制度企画室長 草薙座長、どうもありがとうございました。

本検討会の主催者であります新川事務局長からも、一言お願いいたします。

○新川監視等委事務局長 新川でございます。本検討会は合計２回、短期間での取組となりましたが、草薙座長、また御参加いただきました委員・オブザーバーの皆様の御協力に心より感謝を申し上げます。

長期脱炭素電源オークションは、我が国の脱炭素電源の新規投資を促す重要な制度であり、他市場収益の還付は国民負担の軽減につながるものでございます。本検討会では、その他市場収益に係る監視の方法や費目、監視フローについて、基本的な整理を行っていただいたものと理解をしております。

実際の他市場収益の監視は、数年後から始まる見込みでございますが、監視開始後も様々な論点が生じ得るものと考えております。このため、今回の検討枠組みにつきましては、今回で閉じるのではなく、維持してまいりたいと考えており、引き続き委員の皆様の御知見を賜れば幸いです。

いずれにしても、事務局としては、本検討会の内容を踏まえ、所要のガイドライン改定に向けた取組を進めるとともに、適切に監視を行ってまいりたいと考えております。

改めまして、草薙座長や委員・オブザーバーの皆様の御協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

○石井取引制度企画室長 どうもありがとうございました。

最後に事務連絡でございますけれども、本日の議事録につきましては、案ができ次第送付をさせていただきますので、御確認いただければと思います。

改めまして、皆様には本検討会の運営に多大な御協力をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、第2回長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——